

電子契約について

1 電子契約とは

従来の紙と印鑑を用いた契約書に代えて、契約書の電子データ(PDF ファイル)と電子署名によって法的に有効な契約を締結するものです。

詳細は宝塚市ホームページ(ID:1049193)をご参照ください。

2 電子契約の利点

電子契約は印紙税の課税対象外です。

契約書取り交わしのための来庁にかかる負担や、押印等の契約事務、保管コストも軽減できます。

3 電子契約の適用対象

電子契約が選択できる案件は、入札公告等に記載しています。

本案件は電子契約の適用対象です。電子契約を希望される場合は、指定の日時までに「電子契約希望届出書」を提出してください。

電子契約を希望しないときは、希望届出書の提出は不要です。

4 電子契約の運用に際して

システム導入作業や利用登録の必要はありません。インターネット環境とメールアドレスがあれば、特段の事前準備なく電子契約の締結が可能です。

5 留意事項

入札公告等において落札後に契約保証金の納付を必要としている案件について、契約保証金を現金で納付される場合は、電子契約を希望されていても、**宝塚市役所に来庁の上**、契約保証金の納付書を契約課の窓口でお受け取りいただく必要があります。

また、履行保証保険等の証券については、電子保証の場合を除き、電子契約の場合も原本の提出が必要です。(電子契約の締結時には証券の写又は保険申込書の写をメールで提出し、証券の原本は後日郵送又は持参にて提出ください。)

6 お問合せ先

宝塚市総務部契約課 Tel:0797-77-2008

Mail:m-takarazuka0016@city.takarazuka.lg.jp